島根県介護等体験実施に係る取扱要領

島根県介護等体験実施連絡協議会

　島根県内の特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設（以下「福祉施設」という。）における学生（科目等履修生及び卒業生を含む。以下「学生」という。）の介護等体験の実施については、島根県介護等体験実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この取扱要領によるものとする。

１　「特別支援学校」における実施について

　（１）申込み手続き等（実施要領第４条第１項関係。以下「実施要領」を省略。）

　　　　介護等体験を希望する学生の申込みについては、実施学校や実施期日の希望は受　　　け付けないこととする。

　（２）実施学校の決定等（第４条第３項関係）

　　　　大学への通知は、受入学校名、実施期日及び受入人数とし、個々の学生の実施学　　　校及び実施期日の調整は、当該大学長が行うものとする。

　（３）受入調整（第４条関係）

　　　　介護等体験希望者が受入可能人数を上回った場合は、島根県教育委員会教育長（以　　　下「県教委」という。）は原則として大学ごとに定率で調整する。

　　　　　　＊受入人数＝申込人数×（全体の受入可能人数÷全体の申込人数）

　（４）実施期日の変更等（第４条第４項関係）

　　　　大学長は、受入依頼後に実施期日に当該学生の介護等体験が実施できなくなった　　　場合は、速やかに当該実施学校長へ連絡するものとする。

　　　　なお、実施期日については、当該大学と実施学校間で協議し、可能であれば実施　　　期日を変更して実施することができるものとする。

　（５）終了報告（第５条関係）

　　　　特別支援学校長は、介護等体験の実施終了後、速やかに実施期日、実施人数等を　　　当該大学ごとに報告（別紙様式６）するものとする。なお、その写しを県教委へ送　　　付するものとする。

　（６）原簿の保存（第６条関係）

　　　　特別支援学校長は、実施した介護等体験の記録簿に代えて、終了報告書を５年間　　　保存するものとする。

　（７）証明書の交付（第９条関係）

　　　　特別支援学校長は、証明書の交付に当たっては、証明手数料を徴収することがで　　　きるものとする。ただし、当分の間これを徴収しない。

　（８）経費の徴収（第１０条関係）

　　　　特別支援学校長は、介護等体験の実施に当たっては、学校が定める額の経費を学　　　生から徴収することができるものとする。ただし、当分の間これを徴収しない。

　　　　なお、交通費、昼食代、その他の実費は、上記とは別に学生から徴収することが　　　できるものとする。

２　「福祉施設」における実施について

　（１）受入計画の提出（第４条第２項関係）

　　　　福祉施設の長は、介護等体験の受入計画の提出に当たっては、受入れに当たっての注意事項及び事前提出資料等（必要とする健康診断の種類・内容、服装や携行品等の指示及び宿泊や駐車場等の状況を含む。）を添付するものとする。

　（２）受入調整（第４条関係）

　　　ア　介護等体験希望者が受入可能人数を上回った場合は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は原則として大学ごとに定率で調整する。

　　　　　　＊受入人数＝申込人数×（全体の受入可能人数÷全体の申込人数）

　　　イ　介護等体験の申込みに当たっては、学生は、期日、施設種別及び地域について第２希望まで申込みできるが、第１希望と第２希望は別の期日・施設種別・地域を記入するものとする。

　　　　　なお、受入調整に当たっては、これらを考慮して調整を行う。

　　　ウ　受入調整後の期日、施設種別及び地域の変更は、原則として認めない。

　　　エ　学生は、実施期日に介護等体験ができなくなった場合は、速やかに所属大学を通じて、当該実施施設及び県社協へ連絡するものとする。

　　　オ　第４条第６項による再調整についても上記アからエに準じて行うものとする。

　（３）終了報告（第５条関係）

　　　　福祉施設の長は、介護等体験の実施終了後、速やかに実施期日、実施人数等を当該大学ごとに報告するものとする。なお、その写しを県社協へ提出するものとする。

　（４）原簿の保存（第６条関係）

　　　　福祉施設の長は、実施した介護等体験の記録簿に代えて、終了報告書を５年間保存するものとする。

　（５）証明書の交付（第９条関係）

　　　　証明書の交付に当たり、証明手数料を徴収することができるものとする。ただし、当分の間これを徴収しない。

　（６）実施に係る経費の納入（第１０条関係）

　　　ア　福祉施設において介護等体験を希望する学生は、介護等体験の実施に係る経費を大学に納入するものとする。

　　　イ　第４条第３項による受入調整にかかる費用（以下「受入調整費」という。）は１人１日あたり550円（消費税込み）とする。また、第４条第６項の再調整による受入調整費は１人１日あたり550円（消費税込み）とする。なお、決定通知または変更決定通知が発出された後に体験辞退となった場合も受入調整費は徴収するものとする。

　　　ウ　第４条第７項及び第４条第８項の再調整による受入調整費は徴収しない。

エ　福祉施設における体験費用は１人１日当たり1,100円（消費税込み）とする。

　　　オ　大学長は、県社協の定める口座に介護等体験希望学生数分の経費を指定する期日までに一括納入するものとする。

　　　カ　県社協は、福祉施設の長に対し、各福祉施設から提出のあった介護等体験終了報告書をもとにその体験費用を各福祉施設に納入するものとする。

　　　キ　交通費、昼食代、その他の実費は、上記とは別に学生から徴収することができるものとする。

３　対象者の範囲について（第２条関係）

　　本県で行う介護等体験の受入対象者は、実施要領第２条に定める対象者のうち、次に　定める者とする。

　（１）島根県内の大学等に在学する者

　（２）首都圏、近畿圏、中京圏に所在する大学等に在学し、島根県を帰省先とする者

　（３）その他必要と認める者

４　事前指導について（第７条関係）

　　大学が実施する介護等体験の事前指導は、文部科学省が作成する指導資料のほか、別紙「介護等体験の実施に当たっての注意事項」及び受入決定通知の際に添付する特別支援学校及び福祉施設（以下「実施施設」という。）の注意事項等によるものとする。

５　健康診断の実施について（第１１条関係）

　（１）介護等体験を行う学生の健康診断については、当該大学において、介護等体験の実施までに受診済みであることを確認するものとする。

　（２）介護等体験の実施に当たり、実施施設の長が提出を求める場合には、学生は体験を行う前に、当該実施施設の指定する細菌培養検査等の諸検査を受け、その結果を当該実施施設の長に提出するものとする。

　（３）伝染の恐れのある疾病に感染している者にあっては、その疾病が完治するまでの間、介護等体験を延期することがある。

６　保険の加入について（第１２条関係）

　　　介護等体験に係る事故等に対応した保険については、学生を派遣する大学において対応する。

　　　なお、補償の対象は本人の傷害事故、対人、対物及び受託物（紛失、盗取、詐欺）の賠償事故とする。

７　実施施設の留意事項

（１）学生に対するオリエンテーション

　　 　大学等で行うオリエンテーションは介護等体験についての一般的な説明のため、学生が一層理解を深められるよう、事前に施設概要や運営方針、利用者の状況、留意事項などの説明を行うものとする。

（２）職員に対するオリエンテーション

　　　 実施施設の長は、介護等体験の趣旨・目的及び受入学生への接し方や指導の仕方などについて、職員に対し事前に説明するとともに、職員及び利用者から学生へのセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止について徹底するものとする。

（３）学生からの相談体制の整備

　　 介護等体験で従事する内容や職員及び利用者とのトラブルなどについて、学生が気軽に相談できる体制を整備し、適正かつ円滑な体験の実施が図られるよう努めるものとする。

８　その他

　　介護等体験の実施については、実施要領及びこの取扱要領に定めるもののほか、別に通知するところによる。

　　　附　則

　この取扱要領は、平成１０年１０月６日から施行する。

附　則

　この取扱要領は、平成１４年１月３０日から施行する。

附　則

この取扱要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この取扱要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この取扱要領は、平成２６年１月１７日から施行する。

附　則

この取扱要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この取扱要領は、令和６年４月１日から施行する。

別紙　　　　介護等体験の実施に当たっての注意事項（例）

大　　学　　名

　島根県内の特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で介護等体験を行う学生（科目等履修生及び卒業生を含む。）は、法律の趣旨を十分理解し、介護等体験の実施に当たっては、次の点に十分注意してください。

１　介護等体験は、将来教員となる強い熱意を持った小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者のために設けられた制度であり、単に免許状を取得するためだけの手段ではありません。

　　介護等体験に当たっては、障害者や高齢者等とふれあう体験を通して、個人の尊厳や社会連帯の理念に関する認識を一層深め、知識を身につける機会としてください。

２　学生は、日本国憲法並びに教育基本法に示されている教育の理念や目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、障害者や高齢者等と接するよう心掛けてください。

　　また、障害者や高齢者等の健全な発達や日常生活等を阻害するような言動などがないように注意してください。

３　介護等体験中は、実施学校及び実施施設の方針に従い、目的を持って積極的に取り組んでください。

４　実施学校及び実施施設の規則には、必ず従ってください。

５　介護等体験中に知り得た障害者や高齢者等の個人情報は、漏らしたりするようなことのないよう厳守してください。

６　介護等体験中は、特に健康・安全に注意し、終始良好な体調のもとで取り組んでください。

７　介護等体験の実施期日については、実施学校及び実施施設の受入準備の都合等もあり、原則として変更できません。

　　なお、実施期日の決定後、やむを得ない事情によりその期日に介護等体験を行うことができなくなった場合は、大学を通じ、速やかに実施学校又は実施施設へ連絡してください。

　　上記のような点に著しく違反し、説得に応じないで実施学校又は実施施設の正常な活動に支障をきたすと実施学校又は実施施設の長が判断したときは、介護等体験及び証明書の発行を中止する措置がとられることがあります。

|  |
| --- |
| （介護等体験特例法第１条）  　　この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認  識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一  層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けよう  とする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を  行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教  育職員免許法の特例等を定めるものとする。 |